

# 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 広告掲載取扱要領

## 1 趣旨

この要領は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という）の会員等のPRを目的に、本会が作成する印刷物及びホームページ等に掲載する広告の取扱いについて定める。

## 2 広告主の募集範囲

本会会員及び本会が広告掲載を適当と認めた団体・企業等

## 3 広告の種類及び規格・料金等

別表1に定めるとおり

## 4 広告の掲載条件

- (1) 本会の運営理念や活動、事業に賛同する個人、団体、事業所等の広告であること。
- (2) 営利に関わるもの（金額の明示や他との比較に類するもの等）、団体・事業所等の人材募集、特定の思想、政治的主張、宗教の普及を主たる目的とする会員募集、プライバシーの侵害、差別を肯定または助長する恐れのあるもの等の広告でないこと。
- (3) 福祉の向上を妨げない広告であること。
- (4) その他、本会が認める広告であること。

## 5 広告掲載の申込

- (1) 広告掲載申込者は、所定の広告掲載申込書に必要事項を記入して申し込むこと。
- (2) 申込期日は別表1に定めるとおり。

## 6 広告掲載の決定

- (1) 広告掲載の可否は、第4項の「広告の掲載条件」に基づき、本会で内部審査し決定する。
- (2) 1回あたりの広告掲載枠を超える場合は、本会で調整する。
- (3) 広告掲載に係る内部審査の際、必要な資料の提出及び調査協力を求める場合がある。
- (4) 広告掲載の可否については、本会から申込者に通知をする。

## 7 広告原稿の作成及び提供

広告原稿は、広告主が作成し本会へ提供する。ただし、本会が広告原稿を作成する場合は、その係る経費を広告主へ別途請求する。

## 8 広告掲載料の請求及び支払い

- (1) 年間契約の広告掲載料は、掲載前年度末までに広告主あてに広告掲載実績を添付して一括請求する。
- (2) 広告掲載料の支払いは、本会から請求のあった日から起算して 30 日以内に行うこと。

## 9 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告掲載内容（ホームページのリンク先を含む）に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告主は、広告の掲載により本会及び第三者に損害を与えた場合、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

## 10 広告掲載の中止

次の各号に該当する場合は、本会の判断により広告掲載を中止することができる。

- (1) 掲載する広告原稿の提出がないとき。
- (2) 広告主が、本会の信用を失墜し業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (3) 広告主が、社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (4) 広告主の倒産、破産等により広告掲載をする必要が無くなる時。
- (5) 広告主が、書面により広告掲載の取り下げを申し出たとき。
- (6) 本会の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

## 11 広告掲載の中止に伴う広告掲載料の取扱い

広告主の都合により広告掲載が困難となった場合、または、広告掲載を中止する場合で、本会へ連絡がない場合は広告主が当初の広告掲載予定額の全額を負担すること。

(附 則)

この要領は令和元年 8 月 22 日から施行する。